

令和5年度

# 紀美野町予算書

一般会計  
特別会計  
公営企業会計

和歌山県海草郡紀美野町



# 目 次

令和5年度紀美野町一般会計予算	-----	1
令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算	-----	9
令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算	-----	13
令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算	-----	17
令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計予算	-----	21
令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算	-----	25
令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算	-----	29
令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算	-----	33
令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算	-----	37



令和5年度

紀美野町一般会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第19号

令和5年度紀美野町一般会計予算

令和5年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,106,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		747,341
	1 町 民 税	281,455
	2 固 定 資 産 税	390,168
	3 軽 自 動 車 税	39,718
	4 市 町 村 た ば こ 税	36,000
2 地 方 譲 与 税		91,164
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	16,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	45,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	30,164
3 利 子 割 交 付 金		500
	1 利 子 割 交 付 金	500
4 配 当 割 交 付 金		3,000
	1 配 当 割 交 付 金	3,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		12,750
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	12,750
7 地 方 消 費 税 交 付 金		180,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	180,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		30,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		8,580
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	8,580
10 地 方 特 例 交 付 金		3,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,500
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補	1,000

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金	填特別交付金	
11 地方交付税		3,800,000
	1 地方交付税	3,800,000
12 交通安全対策特別交付金		685
	1 交通安全対策特別交付金	685
13 分担金及び負担金		9,027
	1 分担金	650
	2 負担金	8,377
14 使用料及び手数料		132,960
	1 使用料	45,054
	2 手数料	87,906
15 国庫支出金		468,156
	1 国庫負担金	231,855
	2 国庫補助金	233,052
	3 国庫委託金	3,249
16 県支出金		355,912
	1 県負担金	202,194
	2 県補助金	133,430
	3 県委託金	20,288
17 財産収入		15,055
	1 財産運用収入	15,053
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		70,101
	1 寄附金	70,101
19 繰入金		1,108,199
	1 基金繰入金	1,108,199

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
21 諸収入		54,670
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 町預金利子	30
	3 雑入	50,812
	4 受託事業収入	3,528
	5 貸付金元利収入	0
22 町債		1,006,600
	1 町債	1,006,600
歳入	合計	8,106,200

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		76,211
	1 議 会 費	76,211
2 総 務 費		1,208,496
	1 総 務 管 理 費	1,066,941
	2 徴 税 費	74,736
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	34,263
	4 選 挙 費	31,682
	5 統 計 調 査 費	588
	6 監 査 委 員 費	286
3 民 生 費		1,659,488
	1 社 会 福 祉 費	1,257,165
	2 児 童 福 祉 費	402,072
	3 災 害 救 助 費	251
4 衛 生 費		1,147,037
	1 保 健 衛 生 費	934,385
	2 清 掃 費	212,652
5 農 林 水 産 業 費		476,474
	1 農 業 費	214,026
	2 林 業 費	150,703
	3 水 産 業 費	3,000
	4 山 村 振 興 費	108,745
6 商 工 費		83,283
	1 商 工 費	83,283
7 土 木 費		718,214
	1 土 木 管 理 費	14,732
	2 道 路 橋 り よ う 費	600,275

(単位：千円)

款	項	金額
7 土 木 費	3 住 宅 費	59,694
	4 公 園 費	1,152
	5 建 設 残 土 処 理 費	42,361
8 消 防 費		831,825
	1 消 防 費	831,825
9 教 育 費		672,683
	1 教 育 総 務 費	173,777
	2 小 学 校 費	140,637
	3 中 学 校 費	119,063
	4 社 会 教 育 費	172,832
	5 保 健 体 育 費	66,374
10 災 害 復 旧 費		360
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	120
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	240
11 公 債 費		1,120,360
	1 公 債 費	1,120,360
12 諸 支 出 金		101,769
	1 基 金 費	101,769
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,106,200

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画策定等業務	令和6年度	2,860
消防庁舎建設事業	令和6年度	963,516

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(辺地対策事業債) 道路橋りょう整備事業	38,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
(過疎対策事業債) 総務管理事業 社会福祉事業 保健衛生事業 農業振興事業 商工振興事業 道路橋りょう整備事業 社会教育事業	275,700			
(一般単独事業債) 総務施設整備事業 観光施設整備事業 道路橋りょう整備事業 消防施設整備事業	662,400			
臨時財政対策債	30,000			
計	1,006,600			



令和5年度

# 紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第20号

令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,273,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		210,752
	1 国 民 健 康 保 険 税	210,752
2 使 用 料 及 び 手 数 料		15
	1 手 数 料	15
3 国 庫 支 出 金		30
	1 国 庫 補 助 金	30
4 県 支 出 金		932,077
	1 県 補 助 金	932,077
5 財 産 収 入		72
	1 財 産 運 用 収 入	72
6 繰 入 金		127,023
	1 他 会 計 繰 入 金	117,248
	2 基 金 繰 入 金	9,775
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,151
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	150
	2 雑 入	3,001
歳 入	合 計	1,273,121

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		27,084
	1 総 務 管 理 費	24,940
	2 徴 税 費	2,078
	3 運 営 協 議 会 費	66
2 保 険 給 付 費		897,246
	1 療 養 諸 費	773,023
	2 高 額 療 養 費	120,250
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	3,002
	5 葬 祭 費	750
	6 傷 病 手 当 金	211
3 国 民 健 康 保 険 事 業 納 付 金		303,294
	1 医 療 給 付 費 分	213,787
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	67,722
	3 介 護 納 付 金 分	21,785
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		29,850
	1 保 健 事 業 費	14,990
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	14,860
6 基 金 積 立 金		72
	1 基 金 積 立 金	72
7 諸 支 出 費		14,574
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	600
	2 繰 出 金	13,974
8 予 備 費		1,000

(単位：千円)

	項	金 額
8 予 備 費	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,273,121

令和5年度

紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第21号

令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和5年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		35,634
	1 診 療 収 入	35,634
2 分 担 金 及 び 負 担 金		108
	1 負 担 金	108
3 使 用 料 及 び 手 数 料		192
	1 手 数 料	192
4 県 支 出 金		1,449
	1 県 補 助 金	1,449
5 繰 入 金		55,593
	1 繰 入 金	55,593
6 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
7 諸 収 入		249
	1 雑 入	249
歳 入	合 計	93,325

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		62,313
	1 施設管理費	62,313
2 医療費		30,012
	1 医療費	30,012
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	93,325



令和5年度

紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第22号

令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,113千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		125,983
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	125,983
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		262,129
	1 繰 入 金	262,129
4 繰 越 金		1,500
	1 繰 越 金	1,500
5 諸 収 入		14,500
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 受 託 事 業 収 入	14,186
	3 雑 入	12
	4 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	300
歳 入 合 計		404,113

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		15,188
	1 総 務 管 理 費	13,989
	2 徴 収 費	1,199
2 後期高齢者医療広域連合納付金		371,819
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	371,819
3 保 健 事 業 費		15,806
	1 保 健 事 業 費	15,806
4 諸 支 出 金		300
	1 諸 支 出 金	300
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	404,113



令和5年度

紀美野町介護保険事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第23号

令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計予算

令和5年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,879,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		284,115
	1 介 護 保 険 料	284,115
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4
	1 手 数 料	4
3 国 庫 支 出 金		516,687
	1 国 庫 負 担 金	315,175
	2 国 庫 補 助 金	201,512
4 支 払 基 金 交 付 金		487,075
	1 支 払 基 金 交 付 金	487,075
5 県 支 出 金		269,811
	1 県 負 担 金	260,377
	2 県 補 助 金	9,434
6 財 産 収 入		42
	1 財 産 運 用 収 入	42
7 繰 入 金		310,468
	1 一 般 会 計 繰 入 金	290,474
	2 基 金 繰 入 金	19,994
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		11,192
	1 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	11
	2 雑 収 入	11,181
歳 入	合 計	1,879,395

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		46,312
	1 総 務 管 理 費	32,945
	2 徴 収 費	1,160
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	12,207
2 保 険 給 付 費		1,770,930
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,575,253
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	65,985
	3 そ の 他 諸 費	1,425
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,931
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,629
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	75,707
3 地 域 支 援 事 業 費		60,611
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	23,263
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	9,676
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	27,540
	4 そ の 他 諸 費	132
4 基 金 積 立 金		42
	1 基 金 積 立 金	42
5 諸 支 出 金		500
	1 諸 支 出 金	500
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,879,395



令和5年度

紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第24号

令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		29,880
	1 使用料	29,880
2 繰入金		10,401
	1 他会計繰入金	10,401
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		1,966
	1 受託事業収入	99
	2 雑収入	1,867
歳 入	合 計	42,347

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		41,208
	1 施 設 管 理 費	41,208
2 公 債 費		139
	1 公 債 費	139
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	42,347



令和5年度

# 紀美野町農業集落排水事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第25号

令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」の規定による。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		350
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	350
2 使 用 料 及 び 手 数 料		8,446
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	8,446
3 繰 入 金		17,317
	1 繰 入 金	17,317
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		1
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
6 町 債		11,900
	1 町 債	11,900
歳 入	合 計	38,114

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		28,622
	1 施設管理費	28,622
2 公債費		9,192
	1 公債費	9,192
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	38,114

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(公営企業債) 下水道事業	11,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	11,900			

令和5年度

# 紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



議案第26号

令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算

令和5年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,865千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」の規定による。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		89,022
	1 使用料	89,008
	2 手数料	14
2 分担金及び負担金		285
	1 負担金	275
	2 分担金	10
3 県支出金		2
	1 県補助金	2
4 繰入金		72,867
	1 繰入金	72,867
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		1,979
	1 諸収入	1,979
7 町債		45,700
	1 町債	45,700
歳 入	合 計	209,865

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 衛 生 費		168,192
	1 簡 易 水 道 費	168,192
2 公 債 費		40,673
	1 公 債 費	40,673
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	209,865

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(公営企業債) 簡易水道事業	45,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	45,700			

令和5年度

# 紀美野町西部簡易水道事業会計予算

和歌山県海草郡紀美野町



令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	2,480 栓
(2) 年間給水量	496,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,355 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 下佐々浄水場施設更新工事	441,452 千円
(ロ) 下佐々浄水場施設更新工事監理業務	8,085 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益		195,147 千円
第1項 営業収益		92,800 千円
第2項 営業外収益		102,347 千円
	支 出	
第1款 水道事業費用		201,936 千円
第1項 営業費用		180,980 千円
第2項 営業外費用		14,956 千円
第3項 予備費		6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,155千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,155千円で補填するものとする）。

	収	入	
第1款 資本的収入			475,177 千円
第1項 企業債			468,300 千円
第2項 補助金			6,877 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			494,332 千円
第1項 建設改良費			478,738 千円
第2項 企業債償還金			15,594 千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(公営企業債) 簡易水道事業	千円 468,300	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れ る政府資金及び地方公共団 体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
計	468,300			

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,945 千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当、企業債利息及び給水車購入の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,292千円と定める。

令和5年2月28日提出

紀美野町長 小川 裕康